

公益財団法人海洋化学研究所授賞規則

2005.11.5 制定
2017.3.18 一部改訂

- 第1条 公益財団法人海洋化学研究所は、海洋化学に関する研究の発達を図るために次の賞を設ける。
- (1) 海洋化学学術賞(石橋賞, *Ocean chemistry Award*):本賞は、海洋化学の分野で顕著な功績のあった者、または海洋化学の進歩に寄与する優れた研究をなし、さらに将来の発展が期待できる者に授与する。
 - (2) 海洋化学奨励賞 (*Ocean chemistry Encouragement Prize*)は、海洋化学の分野で顕著な学術業績をあげ、将来を期待される若手研究者に授与する。受賞の年度の初めに(4月1日現在)40歳未満および30歳未満の二つの範疇で審査する。
- 第2条 候補者の推薦は公募による。
- (1) 推薦は自薦、他薦を問わない。
 - (2) 推薦には、別に定める書類を提出する。
- 第3条 受賞者の選考は、選考委員会において行う。
- 第4条 選考委員会は選考結果を理事会に報告し、理事会が授賞を決定する。
- 第5条 授賞式と受賞講演は、石橋雅義先生記念講演会において行う。
- 第6条 本規則の変更は、理事会によって定める。
- 附則 本規則は2005年11月5日より施行する。